

入札公告

沖縄県一般競争入札公告下事第81号

消防設備保守点検業務委託（那覇）（R8）の一般競争入札の実施について
地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。
令和8年3月6日

沖縄県下水道事務所
所長 宮里 政規

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 消防設備保守点検業務委託（那覇）（R8）
- (2) 履行場所 那覇浄化センター及び各中継ポンプ場
- (3) 業務内容 那覇浄化センター及び各中継ポンプ場における消防設備保守点検、並びに当該設備の緊急対応。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日
- (5) その他 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 入札参加希望者との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (5) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 沖縄県流域下水道処理区管内(那覇市、豊見城市、南風原町、浦添市、宜野湾市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、北中城村、読谷村、うるま市、南城市、西原町、与那原町、

中城村) に本店・支店又は営業所が存在すること。

- (7) (一社) 沖縄県消防設備協会の「消防設備等点検済表示登録会員」である者。
- (8) 令和7・8年度 沖縄県建設工事入札参加資格者名簿の「消防施設工事業」に登録されている者。
- (9) 本業務の配置予定担当技術者は以下の(ア)または(イ)であること。なお、当該技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係(申請日以前に3ヶ月以上の雇用)があること。
 - (ア) 消防設備点検資格者第1種及び第2種の有資格者。
 - (イ) 消防設備士甲種第1類～第5類(乙種でも可)及び乙種第6類の有資格者。

3 入札場所及び日時

入札書は持参により提出すること。なお、郵送または電報による入札は認めない。

- (1) 入札日時 令和8年3月24日(火) 10時00分
- (2) 入札場所 沖縄県下水道事務所2階
住所：沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号

4 落札候補者の選定及び事後審査の実施

開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、入札参加資格の確認を行う(以下「事後審査」という。)

なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。

5 審査にかかる申請書等の提出

開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。なお、当該申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。

- (1) 通知日：令和8年3月24日(火)17時まで(予定)
- (2) 提出期限：令和8年3月26日(木)17時
- (3) 提出先：〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号
沖縄県下水道事務所 施設班
電話番号 098-898-5988
- (4) 提出方法：持参又は郵送(提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること)。

(5) 提出部数：1部

6 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに書面で通知する。

令和8年3月30日(月)(予定)

7 落札者の決定方法

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。

8 苦情申立て

入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当者に対して入札参加資格が無いと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：入札参加資格の確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。

イ 提出場所：沖縄県下水道事務所 施設班

ウ 提出方法：書面(様式自由)を持参することにより提出すること。

9 設計図書の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間：令和8年3月6日(金)から令和8年3月23日(月)まで

(2) 交付方法：沖縄県ホームページに掲載する。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の金額等は、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とする。

ただし、沖縄県財務規則第100条第2項各号のいずれかの規定に該当すると認められるときは、入札保証金を免除する。

なお、落札者が契約を結ばない場合において、その者の納付した入札保証金は県に帰属するものとし、又、入札保証金を免除された者は損害賠償金として入札金額に消費税及び地方消費税を加えた金額の100分の5を県に納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約保証金の金額等は、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。

ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかの規定に該当すると認められるときは、契約保証金を免除する。

1 1 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

1 2 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書及び委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合は、参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

1 3 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 同一人が同一事項について行った 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

1 4 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者

にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお、再度の入札は2回までとする。

1 5 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約当事者が特に指示したときは、この限りでない。

1 6 その他

- (1) 入札参加資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約当事者は、提出された入札参加資格確認資料を、その確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における入札参加資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札参加資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (6) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札心得 (https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/documents/k13_nyusatsu_kokoroe.pdf)、本公告及び設計図書等配布資料を熟読した上で参加すること。
- (7) 本業務の契約締結後、本業務の契約金額の変更協議をする場合、変更協議の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額に乗じた額で行う。
- (8) 最低制限価格は設定しない。

1 7 本業務に関する質問・回答先

- (1) 入札及び契約手続きに関すること

問い合わせ先：沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号

沖縄県下水道事務所 庶務班

電話番号 098-898-5988

- (2) 上記(1)以外に関すること

ア 質問書提出先：沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号

沖縄県下水道事務所 施設班

電話番号 098-898-5988

- イ 提出期間：令和8年3月6日(金)から令和8年3月12日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
- ウ 提出方法：持参によるものとする。
- エ 回答方法：下記のとおり回答書を公表する。
 - (ア) 公表期間：令和8年3月16日(月)から令和8年3月23日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで
 - (イ) 公表場所：沖縄県ホームページ。ただし、質問がない場合は公表しない。